

資料編

目 次

資料 1	芝山町防災会議条例	1
資料 2	芝山町災害対策本部条例	3
資料 3	芝山町災害復旧支援金支給規則	4
資料 4	指定緊急避難場所・指定避難所一覧	5
資料 5	災害応援協定一覧	6
資料 6	関係機関一覧	9
資料 7	要配慮者利用施設一覧	12
資料 8	町内備蓄倉庫設置箇所一覧	13
資料 9	危険箇所一覧	14
資料 1 0	自衛隊災害派遣要請依頼書	15
資料 1 1	被害の認定基準	17
資料 1 2	災害救助法による救助の程度・方法及び期間	21
資料 1 3	警報・注意報発表基準一覧表	25
資料 1 4	「芝山町地域防災計画」の作成及び修正の経過	26

参考資料【用語一覧】

資料 1 芝山町防災会議条例

昭和 38 年 10 月 3 日

条例第 17 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、芝山町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 芝山町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律またはこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 千葉県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 千葉県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関または指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命するもの
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は、学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 委員の任期は、2 年とする。
ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員をおくことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、千葉県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年条例第 5 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

資料 1 芝山町防災会議条例

附 則（平成 24 年条例第 15 号）
この条例は、公布の日から施行する。

資料2 芝山町災害対策本部条例

昭和38年10月3日

条例第18号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、芝山町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名するものをもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料3 芝山町災害復旧支援金支給規則

平成23年4月27日

規則第7号

(目的)

第1条 この規則は、自然災害等により被害を受けた町民に対し災害復旧支援金(補助金、助成金及び見舞金を含む。以下「支援金」という。)を支給し、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又はその及ぼす被害の程度においてこれらに類する原因により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、本町の区域内に住所を有していた者をいう。

(支援金の支給対象災害等)

第3条 町長は、本町に発生した災害による被害の種別、規模及び程度等を考慮し、第1条の目的を達成するため特に必要と認められる場合、支援金の支給対象とする災害(以下「対象災害」という。)を定める。

- 2 支援金の支給対象とする被害(以下「対象被害」という。)は、対象災害に起因する被害のうち、当該被害の種別、規模及び程度等を考慮し、町長が別に定める。
- 3 支援金の支給対象とする町民(以下「対象町民」という。)は、当該支援金の支給方法等を考慮し、町長が別に定める。

(支援金の種類等)

第4条 支援金の種類及び支給方法は、対象被害の復旧及び対象町民の生活の安定を早期に図ることを考慮し、町長が別に定める。

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、対象被害件数及び対象町民人数並びに町の財政状況を考慮し、予算の範囲内において町長が別に定める。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月27日から施行する。

資料4 指定緊急避難場所・指定避難所一覧

(1) 指定緊急避難場所

NO	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	対象とする異常な現象の種類								指定 避難所 との重複	想定収 容人数
				洪水	崖崩れ土石流 及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水氾濫	火山現象		
1	旧菱田小学校	菱田 1041	0479-77-3907	○	○		○		○			○	4,631
2	菱田共同利用施設	菱田 1041-2	0479-77-3907	○	○		○		○				536
3	公民館千代田分館	大里 18-52	0479-78-1295	○	○		○		○				263
4	旧東小学校	大里 2631	0479-77-3907	○	○		○		○			○	4,943
5	岩山共同利用施設	朝倉 394-16	0479-77-3907	○	○		○		○				638
6	青年研修所	大台 724	0479-77-1861	○	○		○		○				472
7	高谷共同利用施設	高谷 72	0479-77-3907	○	○		○		○				607
8	高田共同利用施設	高田 6	0479-77-3907	○	○		○		○				473
9	芝山町総合運動場	小池 1557	0479-77-1861	○	○		○		○				13,112
10	小池共同利用施設	小池 2325-1	0479-77-3907	○	○		○		○				516
11	芝山小学校	新井田 63	0479-77-0015	○	○		○		○			○	9,381
12	芝山町中央公民館	小池 982	0479-77-0066	○	○		○		○				315
13	芝山文化センター	小池 973	0479-77-1861	○	○		○		○				3,558
14	芝山中学校	高田 239-1	0479-77-0130	○	○		○		○			○	23,156
15	芝山町福祉センター	飯櫃 126-1	0479-78-0924	○	○		○		○			○	5,132

(2) 指定避難所

NO	施設名	住所	管理担当 連絡先	指定緊急 避難場所 との重複	災害対策基本法施行令 第20条の6第5号に規 定する指定基準を満た すものであるか (福祉避難所)	想定収容人数
1	旧菱田小学校	菱田 1041	0479-77-3907	○		978
2	旧東小学校	大里 2631	0479-77-3907	○		1,263
3	芝山小学校	新井田 63	0479-77-0015	○		1,885
4	芝山中学校	高田 239-1	0479-77-0130	○		5,887
5	芝山町福祉センター	飯櫃 126-1	0479-78-0294	○	○	1,268

資料5 災害応援協定一覧

資料5 災害応援協定一覧

番号	協定項目	協定先	協定内容	協定年月日
1	千葉県広域消防相互応援協定	千葉県下の市町村及び一部事務組合	大規模災害、産業災害等の予防、鎮圧等に万全を期すため、千葉県下の市町村及び一部事務組合が相互に応援を行う。	平成4年4月1日
1-①	千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱	千葉県下の市町村及び一部事務組合	災害発生地の市町村及び一部事務組合が回転翼航空機を使用した航空特別応援を要請する場合の必要な事項について定めている。	平成4年4月1日
2	千葉県水道災害相互応援協定	千葉県内の水道事業体及び水道用水供給事業体並びに下総町、大栄町、山武町及び芝山町	地震、異常湧水等の水道災害が発生した場合、千葉県内の水道事業体及び水道用水供給事業体が千葉県の調整の下に応援活動を行う。	平成7年11月2日
3	災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	県内市町村	被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない災害が発生した場合、千葉県内の全ての市町村が相互に応援協力をを行う。	平成8年2月23日
3-①	災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する実施要領	県内市町村	災害時における相互応援が円滑に実施できるよう、必要な事項を定めた。なお、本災害の定義は、災害対策基本法のみならず、航空機の墜落等大規模事故も含む。	平成8年2月23日
4	災害時における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定	千葉県下の市町村及び一部事務組合	災害等により多量の廃棄物が発生する等の緊急事態及び一般廃棄物処理施設に改修工事等の事態が発生した場合、市町村及び一部事務組合間で相互に応援協力をを行う。	平成9年7月31日
5	災害時における芝山郵便局、芝山町間の協力に関する覚書	芝山郵便局	災害が発生し必要な対応を円滑に遂行するため、町内の郵便局が相互に協力し、郵政事業等に係わる災害特別事務取扱や援護を行う。	平成9年10月1日
6	成田市・芝山町・山武郡市広域行政組合消防相互応援協定書	成田市、芝山町、山武郡市広域行政組合	火災・救急事故及びその他の災害において、相互の消防力を活用して災害による被害を最小限度に防止する。普通応援：管轄区域外において、当該管轄区域に接する地域及び当該地域周辺部で災害の発生を覚知した場合に、発生地の要請を待たずに出動できる。特別応援：当該管轄区域を外において災害が発生した場合に、要請側の長の要請に基づいて出動する。	平成11年8月1日
6-①	成田国際空港内における災害に関する覚書	成田市消防本部、山武郡市広域行政組合消防本部	成田国際空港内の各々が管轄する区域における災害活動について円滑な運用を図るため、通報・災害出動について相互に連携することを定め、現場指揮管轄する各々の最高責任者がこれに当たるとしている。	平成23年3月28日
7	大規模停電時における芝山町防災行政無線の活用に関する協定書	東京電力パワーグリッド株式会社銚子事務所	電力供給に係る広域的な停電が発生した場合、防災行政無線を活用し、町民等へ広報を行う。	平成12年3月21日
8	成田用水施設防火用水使用に関する協定書	山武郡市広域行政組合消防本部、成田用水土地改良区、芝山町消防団、芝山町	国営造成施設管理体制整備促進事業を通じ土地改良施設の多面的機能の発揮及び地域住民が一体となり火災等の緊急災害発生時の消火活動のため、成田用水土地改良区が管理する施設を、緊急にてやむを得ない場合に使用する場合の取り扱いに関する協定	平成19年2月26日

資料5 災害応援協定一覧

番号	協定項目	協定先	協定内容	協定年月日
9	災害時における応急生活物資等の供給に関する協定書	社団法人千葉県エルピーガス協会山武支部	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、応急措置に必要な燃料等の供給を行う。	平成19年3月15日
10	災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書	千葉県土地家屋調査士会	災害が発生した場合、災害に係る住家の被害認定を行う。また、住民からのり災証明の相談補助・建物滅失登記相談・境界復元相談。	平成24年2月14日
11	災害時の医療救護活動についての協定書	社団法人山武郡市医師会	医療活動の必要な災害が発生した場合、医師・看護婦等からなる医療救護班を結成し、迅速な医療活動を行う。	平成24年3月13日
12	災害時の歯科医療救護活動についての協定書	社団法人山武郡市歯科医師会	傷病者に対する応急措置(トリアージ)や救護所等への歯科巡回診療、遺体を収容した際の身元確認協力を行う。	平成24年4月26日
13	災害時の救護活動についての協定書	印旛郡市・山武郡市薬剤師会	負傷者に対する応急手当に必要な医薬品及び衛生材料や労務の提供。また、救護所等における調剤業務及び医薬品等の管理を行う。	平成24年5月23日
14	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	発災後にリエゾン(情報連絡員)が派遣され、被災情報の収集、支援内容の調整を行う。また、必要に応じて、政府調査団の行程等の調整も行う。	平成24年6月12日
15	災害時における千葉県山武郡市の相互応援に関する協定書	山武郡内市町	地震等大規模災害が発生し、被災市町では十分な対応ができない場合、食料・生活必需品・救援・応急復旧に必要な職員の派遣、避難場所及び避難施設の提供など、災害対策上必要な応援を関係市町が相互に応援する。	平成24年8月10日
15-①	災害時における千葉県山武郡市の相互応援に関する協定書事務処理マニュアル	山武郡内市町	災害時における千葉県山武郡市の相互応援に関する協定による応援要請時の事務処理マニュアル	平成24年8月10日
16	消防無線消防団移動局運用協定書	山武郡市広域行政組合消防本部	消防本部と消防団が相互に連携し緊密に災害防除対策を実施する為、指揮車に消防急デュアル無線機(移動系)を消防本部が設置。当該機器の管理運用を定めた協定。(別途、消防無線消防団移動局運用要綱有)	平成25年1月31日
17	芝山町防災行政無線局(同報系)遠隔制御装置業務協定書	山武郡市広域行政組合消防本部	町防災行政無線遠隔制御機を消防本部へ設置することで、消防本部からの火災時等の放送を可能とし、当該機器の管理運用を定めた協定。	平成25年3月25日
18	廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定	廃棄物と環境を考える協議会に加盟する団体を構成する市町村	被災した加盟団体が独自では被災者の救済その他の応急措置を十分に実施できない場合に、加盟団体が相互に応援協力し、被災団体への災害応援を行う。(物資・資機材の提供、応急復旧に必要な職員の派遣)	平成25年7月12日
19	災害応急対策に関する協定書	芝山町建設業災害対策協力会	町内において地震、風水害、その他の災害が発生する恐れのある場合の防止に係る業務及び災害が発生した場合の円滑な応急対策に係る業務を行う。	平成26年4月1日
20	公告付避難場所等電柱看板に関する協定	東電タウンブランニング株式会社千葉総支社	町内における看板の掲出により、町民に対する災害発生時の地域の避難場所等を案内表示する。	平成26年12月15日

資料5 災害応援協定一覧

番号	協定項目	協定先	協定内容	協定年月日
21	災害時における支援協力に関する協定書	山武郡市農業協同組合	山武郡市農業協同組合と山武郡市6市町が、災害時における物資、施設、車両及び資機材等の供給協力をを行う。	平成27年1月13日
22	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に係る協力に関する覚書	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	災害が発生した場合、被災住民等を援助するための物資の調達及び供給並びに株式会社セブン-イレブン・ジャパン又はそのフランチャイズ加盟店の営業継続または早期営業再開に係る協力をを行う。	平成27年11月16日
23	災害時における理容生活衛生関係業務の提供に関する協定	千葉県理容生活衛生同業組合山武支部	災害時に避難所等での避難生活が長期化した際に、被災者に対する散髪や洗髪等の理容業務を提供する。	平成28年2月12日
24	地震災害発生時における応急対策活動に関する協定書	千葉県建築士会山武支部	地震災害発生時において、防災拠点施設、医療施設、避難所及び社会福祉施設等の被災建築物に対する応急危険度判定の実施に協力する。	平成31年2月8日

資料6 関係機関一覧

(1) 指定地方行政機関

機関名	所在地	電話番号
関東管区警察局 千葉県情報通信部	千葉市中央区長洲 1-9-1	043-201-0110
関東総合通信局	東京都千代田区九段南 1-2-1	03-6238-1600
関東財務局 千葉財務事務所	千葉市中央区椿森 5-6-1	043-251-7212
関東信越厚生局 千葉事務所	千葉市中央区中央 3-3-8	043-379-2716
千葉労働局	千葉市中央区中央 4-11-1	042-221-4312
関東農政局 千葉県拠点	千葉市中央区本千葉 10-18	043-224-5611
関東森林管理局 千葉森林管理事務所	千葉市稲毛区稲毛 1-7-20	043-242-4656
関東運輸局 千葉運輸支局	千葉市美浜区新港 198	043-242-7336
東京航空局 成田空港事務所	成田市古込字込前133	0476-32-0912
東京管区气象台 銚子地方气象台	銚子市川口町 2-6431 銚子港湾合同庁舎	0479-23-7705

(2) 自衛隊

機関名	所在地	電話番号
陸上自衛隊下志津駐屯地 (高射学校)	千葉市若葉区若松町 902	043-422-0221
陸上自衛隊習志野駐屯地 (第1空挺団)	船橋市薬円台 3-20-1	047-466-2141

(3) 指定公共機関

機関名	所在地	電話番号
東日本電信電話(株) 千葉支店	千葉市美浜区中瀬 1-6 NTT 幕張ビル 8 階	043-211-8652
(株)NTT ドコモ 千葉支店	千葉市中央区新町 1000 センシティタワー16F	043-301-0500
日本赤十字社 千葉県支部	千葉市中央区千葉港 5-7	043-241-7531
日本放送協会 千葉放送局	千葉市中央区千葉港 5-1	043-203-0597
成田国際空港(株)	成田市古込字古込 1 番地 1	0476-34-5570
東日本旅客鉄道(株) 千葉支社	千葉市中央区新千葉 1-3-24	043-225-9136
日本通運(株) 千葉支店	千葉市中央区今井 1-14-22	043-226-7600
東京電力パワーグリッド(株) 成田支社	成田市花崎町 822-1	0476-55-5154
日本郵便(株) 千葉中央郵便局	千葉市中央区中央港 1-14-1	043-246-0083
福山通運(株) 成田支店	富里市新橋 736-1	0476-93-8500
佐川急便(株) 成田営業所	成田市本三里塚 58-2	0476-35-1421
ヤマト運輸(株) 芝山センター	芝山町岩山 1264-3	0570-200-000

資料6 関係機関一覧

機関名	所在地	電話番号
西濃運輸(株) 成田ロジスティクスセンター	芝山町岩山 1340-13	0479-78-8310

(4) 指定地方公共機関

機関名	所在地	電話番号
日本航空(株) 成田空港支店	成田市成田国際空港内 日本航空オペレーションセンター	0476-34-3511
全日本空輸(株) 成田空港支店	成田市成田国際空港 全日空成田マネジメントセンター私書箱 2152 号	0476-34-7025
(公社)千葉県医師会	千葉市中央区千葉港 4-1	043-242-4271
(一社)千葉県歯科医師会	千葉市美浜区新港 32-17	043-241-6471
(一社)千葉県薬剤師会	千葉県千葉市中央区問屋町 9-2	043-242-3801
(公社)千葉県看護協会	千葉市美浜区新港 249-4 千葉県看護会館	043-245-1744
(一社)千葉県 LP ガス協会	千葉市中央区中央港 1-13-1 千葉県ガス石油会館 4F	043-246-1725
千葉テレビ放送(株)	千葉市中央区都町 1-1-25	043-231-3111
(株)ニッポン放送	東京都千代田区有楽町 1-9-3	03-3287-1111
(株)バイエフエム	千葉市美浜区中瀬 2-6-1	043-351-7878
(一社)千葉県トラック協会	千葉市美浜区新港 212-10	043-247-1131
(一社)千葉県バス協会	千葉市美浜区新港 212-2	043-246-8151
芝山鉄道(株)	芝山町香山新田 148-1	0479-78-1141

(5) その他公共団体

機関名	所在地	電話番号
山武郡市広域行政組合 消防本部	東金市家徳 384-2	0475-52-8751
山武郡市環境衛生組合	山武市松尾町金尾 1149-1	0479-86-3516
芝山町消防団	芝山町小池 991-2	0479-77-3903
(一社)山武郡市医師会	東金市東岩崎 5-12	0475-52-4611
(一社)山武郡市歯科医師会	東金市堀上 360-2 山武郡市医療福祉センター内	0475-55-2975
(一社)山武郡市薬剤師会	東金市堀上 360-2 山武郡市医療福祉センター内	0475-50-9100
成田用水土地改良区	成田市寺台 583-3	0476-23-1802
山武郡市農業協同組合	山武市和田 375-2	0475-82-3221
千葉県森林組合	千葉市中央区長洲 1-15-7 4F	043-227-8233
芝山町商工会	芝山町小池 991-2	0479-77-1270
芝山町社会福祉協議会	芝山町飯櫃 126-1 芝山町福祉センター「やすらぎの里」内	0479-78-0850
日本赤十字社千葉県支部 芝山町分区	芝山町飯櫃 126-1 芝山町社会福祉協議会内	0479-77-3914

(6) 近隣市町村

機関名	所在地	電話番号
成田市 危機管理課	花崎町 760	0476-20-1523
東金市 消防防災課	東岩崎 1-1	0475-50-1226
富里市 市民活動推進課	七栄 652-1	0476-93-1114
山武市 消防防災課	殿台 296	0475-80-1116
大網白里市 安全対策課	大網 115-2	0475-70-0303

資料6 関係機関一覧

機関名	所在地	電話番号
多古町 総務課	多古 584	0479-76-2611
九十九里町 総務課	片貝 4099	0475-70-3107
横芝光町 環境防災課	宮川 11902	0479-84-1216

資料7 要配慮者利用施設一覧

種類	施設の名称	所在地	連絡先		危険 区域
			電話番号	FAX	
老人福祉 センター	芝山町福祉センター 「やすらぎの里」	飯櫃 126-1	0479-78-0294	0479-78-0878	なし
高齢者福 祉（保健） 施設	プラチナホーム 芝山なのはな	新井田 445-293	0479-70-8730	0479-70-8731	なし
	介護老人保健施設 二川苑	山中 678	0479-77-1131	0479-77-3161	なし
	特別養護老人ホーム 芝山苑	山中 1337-1	0479-77-1331	0479-77-1188	なし
老人デイ サービス センター	楽天堂そら	菱田 1087-5	0479-74-3072	0479-74-3073	なし
障害者総 合支援法 に基づく 施設	キャンバス	岩山 2349	0479-75-4188		なし
	ブドウの実	菱田 1424	043-295-7090		なし
児童福祉 法に基づ く施設	第2パレット	岩山 2349	0479-77-4178	0479-77-4882	なし
	芝山町第一保育所	新井田 63	0479-77-1036	0479-77-1036	なし
	芝山町第二保育所	大里 2737-4	0479-78-0160	0479-78-0160	なし
	芝山町第三保育所	新井田 445-149	0479-77-1441	0479-77-1441	なし
病院・ 診療所	高根病院	岩山 2308	0479-77-1133	0479-77-2018	なし
	原田医院	小池 2473	0479-77-0056	0479-77-3276	なし
	芝山みどりの森 クリニック	新井田 49-4	0479-74-8123	0479-74-8003	なし
学校	芝山町立芝山小学校	新井田 63	0479-77-0015	0479-77-2273	なし
	芝山町立芝山中学校	高田 239-1	0479-77-0130	0479-77-2279	なし

資料8 町内備蓄倉庫設置箇所一覧

備蓄倉庫・所在地	主な備蓄品
芝山文化センター駐車場（小池） ・芝山町小池 973	<ul style="list-style-type: none"> ・食料（アルファ米、そのままご飯、ビスケット、アレルギーフリークッキー） ・飲料水（ペットボトル） ・毛布 ・ブルーシート ・救助工具（一式） 等
芝山町消防団本部（小池） ・芝山町小池 991-2	<ul style="list-style-type: none"> ・食料（アルファ米、そのままご飯、ビスケット、アレルギーフリークッキー） ・飲料水（ペットボトル） ・発電機 ・毛布 ・ブルーシート ・救助工具（一式） 等
芝山町福祉センター（飯櫃） ・芝山町飯櫃 126-1	<ul style="list-style-type: none"> ・食料（アルファ米、そのままご飯、ビスケット、アレルギーフリークッキー） ・飲料水（ペットボトル） ・毛布 ・ブルーシート ・救助工具（一式） 等
菱田共同利用施設駐車場（菱田） ・芝山町菱田 1041-2	<ul style="list-style-type: none"> ・食料（アルファ米、そのままご飯、ビスケット、アレルギーフリークッキー） ・飲料水（ペットボトル） ・毛布 ・ブルーシート ・救助工具（一式） 等
高谷共同利用施設内（高谷） ・芝山町高谷 72	<ul style="list-style-type: none"> ・食料（アルファ米、そのままご飯、ビスケット、アレルギーフリークッキー） 等
岩山共同利用施設内（岩山） ・芝山町朝倉 394-16	<ul style="list-style-type: none"> ・食料（アルファ米、そのままご飯、ビスケット、アレルギーフリークッキー） 等

資料9 危険箇所一覧

(1) 土砂災害警戒区域

番号	箇所番号	区域名	所在地	告示日	自然現象の種類
1	I-0489	新井田1	山武郡芝山町新井田字宮ノ下	平成21年3月13日	急傾斜地の崩壊
2	I-0496	菱田12	山武郡芝山町菱田字辺田	平成21年3月13日	
3	I-1309	大里18	山武郡芝山町大里字白橋	平成21年3月13日	
4	I-1311	新井田2	山武郡芝山町新井田字外海道	平成21年3月13日	
5	I-1534	高田1	山武郡芝山町高田字八坂台	平成21年3月13日	
6	I-1535	山中1	山武郡芝山町山中字登城	平成21年3月13日	
7	II-6900	宮崎1	山武郡芝山町宮崎字上ノ台	平成21年3月13日	
8	II-6901	小原子6	山武郡芝山町小原子字戸渡台	平成21年3月13日	
9	II-6905	殿部田3	山武郡芝山町殿部田字神門寺	平成21年3月13日	
10	II-6918	小原子7	山武郡芝山町小原子字寺台	平成21年3月13日	

(2) 急傾斜地崩壊危険区域

地区名	所在地	指定面積 (平方メートル)	指定年月日	指定番号	告示番号
高谷	高谷	41,122.00	昭和47年9月26日	24	千第661号
上吹入	上吹入	32,287.03	昭和54年11月2日	61	千第855号
飯櫃	飯櫃	26,066.27	昭和54年11月2日	62	千第856号
浅川	岩山字浅川	6,964.76	昭和57年4月13日	87	千第338号
大台	大台字根古尾	24,922.09	昭和57年4月13日	88	千第338号
小原子	小原子	27,031.71	昭和58年9月6日	110	千第692号

計6箇所 164,393.86平方メートル

(3) 山腹崩壊危険地区

地区番号	大字	字	地区番号	大字	字
001	菱田	浅間	016	殿部田	寺前
002	大里	小谷	017	殿部田	上敷
004	小原子	仲ノ峠	018	山中	宿谷
005	上吹入	本郷	019	小池	井戸作
006	大台	細子	020	小池	丸千代
007	山田	荒場	021	大台	新城台
008	岩山	平野	022	宮崎	上の台
009	岩山	谷	023	山中	庚申塚
010	大里	稲葉	024	小池	神白
012	新井田	谷津原	025	大里	駒返
013	下吹田	平台	026	大里	坂志岡
014	下吹田	長谷	027	新井田	荒勾
015	境	上郷	028	大台	上細子

資料 10 自衛隊災害派遣要請依頼書

自衛隊災害派遣要請依頼書

		第	号
		年	月
			日
千葉県知事	様	芝山町長	印
自衛隊の災害派遣要請について（依頼）			
このことについて、自衛隊法第 83 条第 1 項の規定による自衛隊の派遣要請を、下記のとおり依頼します。			
記			
1 災害の状況及び派遣要請を依頼する事由			
(1) 災害の状況			
(2) 派遣要請を依頼する事由			
2 派遣を希望する期間			
年 月 日 (時 分) から災害応急対策の実施が終了するまでの間			
3 派遣を希望する区域及び活動内容			
(1) 活動希望区域			
(2) 活動内容			
4 その他参考となるべき事項			

自衛隊災害派遣撤収依頼書

			第		号
			年	月	日
千葉県知事	様				
		芝山町長			印
自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼）					
	年	月	日	付け	号で依頼したこのことについて、下記のとおり派遣部隊の撤収要請を依頼します。
記					
1	撤収を希望する日時	年	月	日	時 分
2	撤収要請を依頼する理由				
3	その他必要事項				

資料 1 1 被害の認定基準

千葉県危機管理情報共有要綱運用の手引き（抜粋）

区分	被害項目	認定基準	備考
人的 被害	共通		被害者の居住する市町村と被害発生場所の市町村とが異なる場合は、被害発生場所の市町村が被害報告をする。
	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。	当該災害による負傷者が、発災後 48 時間以内に死亡した場合は、「死者」として扱う。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。 （※1 原則として精神的なものを理由に行方が不明になった場合を除くが、判断は市町村が行う。）	
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月以上の治療を要する見込みの者とする。	1. 重傷又は軽傷の別が明らかでない場合は、とりあえず「負傷者」として報告する。 2. 要治療期間については、可能な限り、診断した医師又は病院から正確な情報を得ること。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月未満で治療できる見込みの者とする。	中等症と診断された者について、左記の基準により傷病程度を決めたい場合は、軽傷者とする。
住家 被害	共通	住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。	1. 別荘等で現に人が居住していないものは、「非住家」として扱う。 2. 倉庫等は通常非住家と認められるが、人が居住している場合で、当該居住部分に被害を生じた場合は「住家被害」として計上する。 3. 店舗併用住宅の居住部分は「住家」として扱い、店舗部分は「非住家」として扱う。また、両部分にわたり被害を生じた場合は、「住家被害」として計上し、非住家被害としては計上しない。 4. 「棟」とは、一つの独立した建物をいい、離れ、納屋、倉庫等は母屋とは別に 1 棟として扱う。ただし、ごく小規模なものは除く。二つ以上の棟が渡廊下等で接続している場合には各 1 棟として計上する。 5. アパート、マンション等の集合住宅が被害を受けた場合は、被災棟数は 1 棟とし、被災世帯数はその建物に居住する世帯数を計上する。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの。すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の	

資料 1 1 被害の認定基準

区分	被害項目	認定基準	備考
住家被害	全壊	損壊、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の 70% 以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50% 以上に達した程度のものとする。	
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的は、損壊部分はその住家の延べ床面積の 20% 以上 70% 未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20% 以上 50% 未満のものとする。	
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	屋根瓦の相当部分が落ちたような場合は、「一部破損」となるが、屋根の主要部分に被害が生じた場合は、「半壊」以上として扱う。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが土砂・竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。	アパート、マンション等の集合住宅で 2 階建て以上の建物の被災世帯は、次のように取り扱う。 1. 1 階部分が床下浸水の場合、1 階に居住する世帯数のみでなく、その建物に居住する世帯数を「床下浸水」に計上する。 2. 1 階部分が床上浸水の場合、1 階に居住する世帯数は「床上浸水」に、2 階以上に居住する世帯数は「床下浸水」に計上する。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。	
非住家被害	共通	住家以外の建築物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入する。	
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等で公用物又は公共の用に供する建物とする。	文教施設・港湾・清掃施設等別に項目を定めてあるものは、「公共建物」に含めない。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	店舗併用住宅の店舗部分のみ被害を受けた場合は、「非住家、その他」として扱う。
	文教施設	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	一つの学校の中で、校舎、体育館等複数の施設が被害を受けた場合でも、文教施設 1 箇所として被害に計上する。

資料 1 1 被害の認定基準

区分	被害項目	認定基準	備考
非住家被害	病院	医療法第1条第1項に規定する病院（患者20人以上の収容施設を有するもの）とする。	
	罹災世帯	1. 災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 2. 一部損壊及び床下浸水の場合は計上しない。	寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	罹災者	罹災世帯の構成員とする。	
道路被害	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。	1. 高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道の一般交通の用に供する道で、トンネル、渡船施設等を含む。（農業用道路、林道等は含まない） 2. 道路被害の例としては、法面崩壊、がけくずれ、地滑り等の土砂崩れによって道路が陥没したり路肩が崩れたもののほか、地震による路面の不陸、液状化による陥没等が該当する。 3. 道路冠水そのものは道路被害ではないが、冠水中は道路に被害があるか不明であり、また交通に影響を及ぼすことがあるため、被害程度を不明とし、その交通規制状況について報告すること。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	
	がけくずれ		
	地すべり	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項に規定する「地すべり防止施設」とする。	
	急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第2項に規定する「急傾斜地崩壊防止施設」とする。	
その他被害	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	1. 河川被害の例としては、護岸の崩れ、破堤等が該当する。 2. なお、溢水は被害として計上しないが、その状況については報告すること。
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外郭施設、係留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。	漁港は「港湾」に含めない。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	砂防設備とは、砂防ダム・流路工等の土石流災害を防止するための設備をいう。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	ごみ処理施設とは、一般廃棄物処理施設と産業廃棄物処理施設をいう。

資料 1 1 被害の認定基準

区分	被害項目	認定基準	備考
その他被害	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	豪雨、地震等に伴い、一時的に運行を停止し、施設に異常がないことを確認し運行を再開した場合は、路線ごとに各 1 箇所として被害に計上する。
	被害船舶	る・かいのみをもって運転する舟以外で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。	
	海岸	海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 2 条第 1 項に規定する「海岸保全施設」とする。	
	水道施設		断水を伴う水道事業者等の施設の被害とする。
	断水戸数	上水道又は簡易水道で断水している戸数で、最新時点における戸数とする。	地域により断水の時間帯が異なる場合は、地域ごとの最新時点における戸数を合計する。
	電気	災害により停電した戸数で、最新時点における戸数とする。	地域により停電の時間帯が異なる場合は、地域ごとの最新時点における戸数を合計する。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。	発信規制により、電話がかかりにくい状態となった場合は、被害に含めない。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数で、最新時点における戸数とする。	1. 地域により供給停止の時間帯が異なる場合は、地域ごとの最新時点における戸数を合計する。 2. 各家庭に取り付けられた安全器が、地震等を感知して作動し、供給が一時的に停止された場合は、被害に含めない。
	ブロック石堀	倒壊したブロック塀又は石堀の箇所数とする。	
	田の流失埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。	
	田の冠水	穂の先端が見えなくなる程度に水をつかったものとする。	
	畑の流失埋没 畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。	
	火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。	
活動体制	庁内各部署 市町村 消防本部 警察本部	要綱に定める即時報告のことを指し、災害の覚知後 30 分以内に報告する。	1. 配備人数については、実情を把握しがたい場合、各機関の定める配備定数を報告する。 2. 消防本部及び警察本部については、現行システム上報告する機能がないため、システムからの災害名登録通知を受信確認することで報告に代えるものとする。

資料 1 2 災害救助法による救助の程度・方法及び期間

(平成 30 年 8 月現在)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり320円以内 高齢者等の要配慮者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて供与することが可能
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,610,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から20日以内に着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,610,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要配慮者等を複数人収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○借上型仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる。 2 基本額 地域の実情に応じた額		災害発生の日から速やかに借上げ、提供
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、又は災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり1,140円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

資料 1 2 災害救助法による救助の程度・方法及び期間

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考							
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品の喪失等により、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること							
		2 下記金額の範囲内									
		区 分			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊			夏	18,500	23,800	35,100	42,000	53,200	7,800
		全壊			冬	30,600	39,700	55,200	64,500	81,200	11,200
半壊	夏	6,000	8,100	12,200	14,800	18,700	2,600				
半壊	冬	9,800	12,800	18,100	21,500	27,100	3,500				
医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上							
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上							
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上							
被災住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)し、自らの資力では応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 584,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内								
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒(特別支援学校の児童、生徒を含む。)	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材の実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,400円 中学校生徒 4,700円 高等学校等生徒 5,100円	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。							

資料 1 2 災害救助法による救助の程度・方法及び期間

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者	1 体当たり 大人（12歳以上） 211,300円以内 小人（12歳未満） 168,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について死体に関する処理（埋葬を除く。）をするもの	(洗浄、消毒等) 1 体当たり3,400円以内 (一時保存) 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり5,300円以内 (検 査) 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検査は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
住宅障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態で、自らの資力では除去することができない者	1 世帯当たり135,400円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	日当 1人1日当たり 医師、歯科医師 24,700円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 14,300円以内 保健師、助産師、看護師及び准看護師 14,800円以内 救急救命士 13,900円以内 土木技術者、建築技術者 14,600円以内 大工 23,900円以内 左官 25,500円以内 とび職 25,800円以内		時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
	災害救助法施行令第4条第5号から第10号までに規定する者	業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内		

資料 1 2 災害救助法による救助の程度・方法及び期間

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
救助事務費	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	災害救助法第21条に定める国庫負担を行う年度における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内 イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4		救助事務費以外の費用の額とは、救助の実施のために支出した費用及び実費弁償のために支出した費用を合算した額、災害救助法第9条第2項に規定する損失補償に要した費用の額、災害救助法施行令第8条第2項に定めるところにより算定した災害救助法第12条の扶助金の支給基礎額を合算した額、災害救助法第19条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに災害救助法第20条第1項に規定する求償に対する支払に要した費用の額（救助事務費の額を除く。）の合計額をいう。

資料 1 3 警報・注意報発表基準一覧表

平成 29 年 7 月 7 日現在
発表官署 銚子地方気象台

芝山町	府県予報区	千葉県		
	一次細分区域	北東部		
	市町村等をまとめた地域	山武・長生		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	19	
		土壌雨量指数基準	129	
	洪水	流域雨量指数基準	木戸川流域=11.4 高谷川流域=14.6	
		複合基準※	高谷川流域=(8、14.6)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10 cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	11	
		土壌雨量指数基準	95	
	洪水	流域雨量指数基準	木戸川流域=9.1、高谷川流域=9.3	
		複合基準※	木戸川流域=(5、9.1) 高谷川流域=(5、9.3)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	13m/s	
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5 cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予測される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度 30%で、実効湿度 60%		
	なだれ			
	低温	夏季(最低気温):銚子地方気象台で 16℃以下の日が 2 日以上継続 冬季(最低気温):銚子地方気象台で -3℃以下、千葉特別地域気象観測所で -5℃以下		
霜	4 月 1 日～5 月 31 日 最低気温 4℃以下			
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合			
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	100 mm		

※(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

資料 1 4 「芝山町地域防災計画」の作成及び修正の経過

平成 18 年度（平成 19 年 3 月）	作成
平成 20 年度（平成 21 年 3 月）	芝山町地域防災計画（資料編） 第 1 回修正
平成 25 年度（平成 26 年 3 月）	全面改訂
平成 30 年度（平成 31 年 2 月）	一部改訂

参考資料 【用語一覧】

【あ行】

液状化

地震によって地盤が一時的に液体のようになる現象で、小規模な場合は、地下から泥水が噴き出す程度であるが、規模が大きくなると地盤が軟弱になるため不等沈下による建物や石油タンクの倒壊や、道路の陥没、堤防の沈下等が発生する。埋立地や河川沿いの低地など、水分をたくさん含んだゆるい砂質の地盤で発生しやすい。

エコノミークラス症候群

長時間座り詰めの結果、血流が徐々に悪くなり下肢静脈に血栓（血の固まり）ができる。この血栓が肺まで達すると肺動脈の血管が詰まり息苦しさや胸の痛みとなり、最悪の場合呼吸困難により死亡することがある。避難生活等で長時間同じ姿勢を取っている場合に発症することがあり、平成16年新潟県中越地震において自家用車等で避難生活をした被災者に発生し、注目された。エコノミークラスで長時間フライトする乗客にこの症状が見られることから「エコノミークラス症候群」と呼ばれるようになった。

SNS

ソーシャルネットワークサービスの略称で、インターネット上で利用者同士が交流できるサービスを指す。代表的なものに、Twitter、Face book 等がある。

応急仮設住宅

大規模災害によって住家が滅失又は破損し、居住する住家が得られない者を収容するために応急的に建設する又は借り上げる仮設住宅のこと。応急仮設住宅の設置は、災害救助法適用後は県が行い、市はこれに協力する。ただし、災害救助法が適用されない場合は、市長（本部長）が特に必要と認めた場合において設置する。

大雨・豪雨

強い雨を表す言葉で、両者は必ずしも明確に区別されていない。気象庁が発表する予報や警報では、大雨警報というように大雨を用いている。大きな災害が発生した場合には、「平成17年〇〇豪雨」のように命名し、災害対策基本法でも豪雨を用いている。このように、大雨は多量の雨が降ることを表し、豪雨は災害を含んだ空間的・時間的なまとまりをもった現象に使用されている。

【か行】

核燃原料物質

ウラン鉱、トリウム鉱その他核燃料物質の原料となる物質を指す。

核燃料物質

ウラン、トリウム等原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する物質を指す。

感染症

体内に侵入した微生物が繁殖（はんしょく）したために発生する病気を指す。

帰宅困難者

災害発生時の外出者のうち、地震の発生により交通機関の運行が停止した場合に、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人を「帰宅困難者」という。

記録的短時間大雨情報

大雨警報が発表されている時に、数年に1回程度発生する激しい短時間の大雨を観測、又は解析したことを発表する情報で、現在の降雨がその地域にとって希な激しい状況であることを周知するために気象庁から発表される。

急傾斜地崩壊危険箇所

傾斜度が30度以上かつ斜面の高さが5メートル以上の箇所で、人家等に被害が生じるおそれのある地区をいう。

急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地崩壊危険箇所のうち、一定の行為を制限、また防災工事を行う必要がある区域について、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づいて、県知事が指定する区域である。

土砂災害警戒区域・特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等の土砂災害のおそれがある箇所で、警戒避難体制の整備や建築物の構造規制等を行う区域を、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づいて、県知事が指定する。

救護所

災害や大規模事故が発生した場合に、被災現場等に医師会や病院から医師等が派遣され応急的な医療活動を行うための場所である。

緊急消防援助隊

平成7年1月17日の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、国内で発生した地震等の大規模災害時における人命救助活動等をより効果的かつ迅速に実施し得るよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため、全国の消防本部の協力を得て、平成7年6月に創設された。この緊急消防援助隊は、平常時においては、それぞれの地域における消防の責任の遂行に全力を挙げる一方、我が国のどこかにおいて大規模災害が発生した場合には、全国から当該災害に対応できるだけの消防部隊が被災地に集中的に出動するというシステムである。大規模災害発生に際し、県知事からの応援要請に対し消防組織法第24条の3に規定する消防庁長官の要請（同法改正後は指示も含む）により、被災地に出動し、被災市町村長の指揮の下、活動することを任務としている。

緊急輸送道路

県や市等が、人命の救助や災害応急対策活動に必要な物資、資機材、要員等の広域的な緊急輸送を行うために、事前に指定する道路のことである。指定された緊急輸送道路の管

理者は、それぞれの計画に基づき、その整備を実施する。

警戒区域

災害現場で身体等に対する危険防止、また、消火活動火災調査のため関係者以外の出入りを禁止したり制限したりする区域のことである。立入制限区域ともいう。火災のほか、風水害、土砂災害、火山災害、原子力関連の事故などの場合にも設定される。一般には災害対策基本法第 63 条に基づき指定される区域をいい、罰則付きで区域内への立ち入りが制限、禁止、退去を命令される。

警報

重大な災害の起るおそれのある旨を警告して行う予報で、地方気象台などが府県予報区を一次細分区域、又は二次細分区域に分けて定められた基準をもとに発表する。ただし、津波警報は、全国を 66 に区分した津波予報区に対して発表する。気象、地面現象、津波、高潮、波浪、浸水、洪水の警報がある。気象警報には暴風、暴風雪、大雨、大雪の警報がある。

激甚災害の指定

甚大な被害が発生した場合に、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、中央防災会議の意見を聴いた上で、政令でその災害が「激甚災害」として指定される。激甚災害に指定されると、地方公共団体の行う災害復旧事業等への国庫補助の嵩上げや中小企業に対する低利融資など、特別の財政助成措置が講じられる。

原子力事業所

原子力対策特別措置法により規定される原子力事業者が原子炉の運転や核燃料物質の取扱いを行う施設のこと。

【さ行】

災害救助法

災害時に、国が地方自治体や日本赤十字社及び国民の協力の下に、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の安定を図ることを目的とした法律である。災害救助法の適用を受けた災害の場合は、救出、避難所設置、食品の給与、応急仮設住宅の設置等の対策にかかる費用が国庫負担の対象になる。

災害拠点病院

災害時に発生する傷病者に対応するため、「24 時間体制が取れる」「へり等の広域搬送に対応できる」などの条件を満たす総合病院で厚生労働省が指定する。災害拠点病院は、地域災害医療センターと、特に各県単位で中心となる施設が基幹災害医療センターとして指定されている。

災害対策基本法

災害から国土と国民の生命、財産を守るために、国、自治体、公共機関によって必要な体制を整備し、責任の所在を明らかにすると共に、計画の策定、災害予防、災害応急対策、災害復旧などの措置などを定めた法律である。1959（昭和 34）年の伊勢湾台風の被害をき

っかけに、防災関係法令の一元化を図るために1961（昭和36）年に制定された。

災害対策本部

災害時に対策を決定し、指揮をとる本部。大規模な災害発生時の対策・指揮をとるところで、災害発生直後に設立される部門であるが、災害の規模、種別等によりその役割・内容は大きく異なる。また、設置される場所・所属等も多数となる可能性がある。JCO 臨界事故では、政府、県庁、市町村、各防災対策機関、対応にあたる医療施設、JCO 工場等で設置された。

災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板

地震など大災害発生時は、安否確認、見舞、問合せなどの通話が爆発的に増加し、電話がつながり難い状況（電話ふくそう）が1日～数日間続くことが予想される。このような状況を緩和するため、通信事業者がメールアドレスや被災地内の電話番号をメールボックスとして安否等の情報を音声やメールにより伝達するサービスのことである。

J-A L E R T

全国瞬時警報システムのことで、気象庁から送信される気象関係情報や、内閣官房から送信される有事関係情報を、人工衛星を利用して地方公共団体に送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動するシステムである。

指定行政機関

内閣総理大臣が、関係法に基づいて指定する行政機関のことである。

内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛省、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁及び環境省がある。

指定公共機関

内閣総理大臣が、関係法に基づいて指定する公共機関のことである。

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定されている組織。

指定地方行政機関

内閣総理大臣が関係法に基づいて指定する指定行政機関の地方支分局のことである。

指定地方公共機関

都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定する。

自主防災組織

地域住民が「自分たちの地域は、自分たちで守る」という連帯感に基づき自主的に結成する組織。平常時には知識の普及、防災訓練の実施、防災用資機材の整備を行い、災害時

には情報の収集伝達、初期消火、負傷者の救出救護、避難誘導などの活動を行う。災害による被害を最小限にし、いち早く立ち直るためには、地域ぐるみの協力体制が不可欠であり、自主防災組織がこの役割を果たす。

震度

その地点での地震の揺れの強さを示す数値で、ある場所での地震動の強さをいくつかの階級に分けて表す数値をいう。日本では気象庁震度階級によって表され、かつては体感及び周囲の状況から推定していたが、1996年（平成8年）4月からは、計測震度計により自動的に観測し10段階に区分している。

浸透地下トレンチ

雨水を地面に浸透させる施設で、長い溝内に砂利や砕石等を敷き、雨水を濾過浸透させ、雨水の急激な流出を抑制するとともに地下水の涵養にも役立てるもの。

浸透枡

雨どい等から流入してくる雨水を受ける枡（ます）で、側面及び底面にある浸透孔から雨水を地中に浸透させる構造のもの。

【た行】

大規模地震対策特別措置法

大規模地震災害に備えるために規定された法律で、大規模な地震災害から国民の生命や財産を保護するため、地震防災対策強化地域の指定や地震観測体制の整備、地震防災体制の整備などを規定している。

現在は、東海地震がこの法律に基づいて、陸地のひずみや地下水・潮位・地震など186項目のデータを24時間監視する対策が講じられている。

台風

熱帯の海上で発生する低気圧を熱帯低気圧と呼び、そのうち北西太平洋（赤道より北で東経180度より西の領域）又は南シナ海に存在し、なおかつ低気圧域内の最大風速（10分間平均）がおよそ17m/s（34ノット、風力8）以上のものを台風という。

ダウンバースト

積乱雲等の中で発達し、下降気流が地表面に衝突して突風となる気象現象を指す。

竜巻

積乱雲や積雲に伴って発生する強い上昇気流をもった激しい渦巻きのこと。台風や寒冷前線、寒気の流入など、局地的に大気の状態が非常に不安定な場合に多く発生する。

注意報

大雨などによって、災害が起るおそれがある場合にその旨を注意して行う予報で、地方気象台などが、府県予報区を一次細分区域、又は二次細分区域に分けて定められた基準をもとに発表する。気象、地面現象、津波、高潮、波浪、浸水、洪水の注意報がある。気象注意報には風雪、強風、大雨、大雪、雷、乾燥、濃霧、霜、なだれ、低温、着雪、着氷、

融雪の注意報がある。

中央防災会議

内閣総理大臣を会長とし、防災担当大臣や防災担当大臣以外の全閣僚、指定公共機関の長、学識経験者からなる会議で、防災基本計画等の作成及びその実施の推進、非常災害の際の緊急措置に関する計画の作成及びその実施の推進、防災に関する重要事項の審議、防災に関する重要事項に関する内閣総理大臣及び防災担当大臣への意見の具申等を行う。

東海地震

東海地域での発生が予測される巨大地震の名称。駿河湾を中心とした東海地域で、近い将来発生する可能性が高いとして、発生前から命名されている巨大地震の名称である。震源域が浅いマグニチュード8程度の地震と予測されており、東海地域及びその周辺地域は、大規模地震対策特別措置法の対象地域に指定され、同法に基づく対策・体制がとられている。

特別警報

従来の気象警報の発表基準をはるかに超える豪雨や暴風などが予想され、甚大な災害の危険が差し迫っているときに、最大限の警戒を呼びかけるために、気象庁が発表する警報。大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪の6種類がある。

土砂災害

急傾斜地の崩壊（傾斜度が三十度以上である土地が崩壊する自然現象をいう。）、土石流（山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象をいう。第二十六条第一項において同じ。）若しくは地滑り（土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象をいう。）又は、河道閉塞による湛水（土石等が河道を閉塞したことによって水がたまる自然現象）をいう。

土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報のことである。

土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害の内、避難勧告等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。しかし、土砂災害は、それぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することはできない。また、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象とはしていない。

トリアージ

災害や事故の時、多数の傷病者が同時に出た際に、早期に治療を要する重症患者を発見し、早期に適切な治療を受けさせることで、より多くの人命を救うことを目的として傷病の程度や治療の優先順位の判定をすることをいう。本来は戦場での負傷者の傷病の程度を判定するために使われていた言葉である。

トラヒック

通信会社の交換機を経由する主要な通信回数・時間を指す。

【な行】

南海トラフ巨大地震

日本列島が位置する大陸のプレートの下に、海洋プレートのフィリピン海プレートが沈み込むことで蓄積されたひずみを開放する際に発生する大地震のこと。過去 1400 年間の記録によると、約 100 年～200 年間隔で発生しており、前回の昭和東南海地震（1944 年）、昭和南海地震（1946 年）の発生年から考えて、近い将来に大地震が発生する可能性が高まっている。

このため、南海トラフ大地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とした「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が制定されており、被害想定の結果、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがある地域が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定され、ハード・ソフト両面からの総合的な地震防災対策を推進することとされている。

【は行】

ハザードマップ

災害による被害を予測し、その被害範囲を地図にまとめたものである。最近では避難場所や避難経路などを書き込んだものもハザードマップとよんでおり、水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、地震防災対策特別措置法により、洪水、土砂災害、地震・津波に対するハザードマップの作成が市町村の義務となっている。

被災建築物の応急危険度判定

応急危険度判定は、大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的として行われる。

その判定結果は、建築物の見やすい場所に表示され、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対してもその建築物の危険性について情報提供するものである。これらの判定は建築の専門家が個々の建築物を直接見て行われる。

被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援するものである。

被災宅地危険度判定

災害対策本部が設置されるような大規模な地震又は大雨等によって、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、要請を受けた被災宅地危険度判定士が危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、宅地の二次災害を軽減・防止し住民の安全を確保することを目的として行われる。

BCP（事業継続計画）

Business Continuity Planの略で、地震などの災害や事故・事件などが起きた場合に、企業が、従来の防災対策に加え、中核事業の継続・早期復旧を図るために平常時に行うべき活動並びに緊急時（災害時）の対応方法、手段などを事前に取り決めておく計画のことである。

※「ICT-BCP」：Information and Communication Technology Business Continuity Plan

現代で業務遂行に欠かせないコンピュータやネットワークといった情報通信技術や設備について、災害時に早期に稼働させ、いち早く業務を遂行できる体制を整えることが重要視されている。このICT(情報通信・設備)部門のBCP（事業継続計画）のことである。

PTSD

心的外傷後ストレス障害(Post-Traumatic Stress Disorder)の略。本人もしくは近親者の生命や身体保全に対する重大な脅威となる出来事に巻き込まれたことにより生じる障害で、外傷体験が反復的かつ侵襲的に想起され、あたかも過去の外傷的な出来事が目の前で起こっているかのような苦痛に満ちた情動を伴う錯覚(解離性フラッシュバック)、孤立感、睡眠障害、過度の驚愕反応などの症状を特徴とする疾患である。

避難勧告

災害対策基本法に基づき市町村長等が住民に対し避難のための立ち退きを勧め促すために発令する情報である。

避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難なため支援が必要な者をいう。

避難指示（緊急）

災害対策基本法、水防法等に基づき市町村長等が住民に対し、被害の危険が切迫したときに避難のための立ち退きをより強く促すために発令する情報である。

避難準備・高齢者等避難開始

事態の推移によっては避難勧告、避難指示（緊急）を発令することが予想される場合に、避難のための準備や避難活動に時間を必要とする要配慮者の避難を開始するために、市町村長が住民に対し発表する情報である。

避難所（指定避難所）

住居が被災した人などを収容し、避難生活の場とする施設のことで、市町村長が指定する。

避難所自治組織

避難所の運営を担う、自治会、自主防災組織を母体とした避難者の代表によって構成される組織のことである。

避難場所（指定緊急避難場所）

地震や大規模な火災等による熱や延焼、水害における浸水等の危険から身の安全を図るために避難する空間や施設のことで、市町村長が指定する。

風水害

大雨によって河川が氾濫したり、排水できない水が溜まって浸水したり、山やがけで崩壊、土石流が発生したりする災害を総称している。

福祉避難所

災害発生後に、障がい者や心身に衰えのある高齢者、乳幼児等、避難所での生活において特別な配慮(身体的ケアやコミュニケーション支援等)を必要とする方々を収容し保護する施設のことである。

防災会議

自治体の防災対策を推進するために、都道府県知事、市町村長を会長として、地域の防災関係機関の代表者によって組織された会議で、地域防災計画の策定や災害情報の収集等を行う。災害対策基本法によって設置が定められている。

防災基本計画

災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する国の防災に関する基本的な計画のことである。

放射性同位元素

リン 32、コバルト 60 等放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物。

放射性物質

放射能を出す能力をもつ物資のことで、健康への影響のあるのは、放射性ヨウ素 131、セシウム 137、ストロンチウム 90 などがある。

【ま行】

マグニチュード

地震全体の規模を表す数値、震源のエネルギーの大きさを示す。マグニチュード1の違いは、約30倍である(マグニチュード2の違いで約1000倍)。関東大震災はマグニチュード7.9、兵庫県南部地震は7.2、東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)は9.0であった。

【や行】

要配慮者

災害から身を守るための適切な防災行動をとることが特に困難な人で、乳幼児、高齢者、障がい者、妊産婦や外国人などをいう。

要配慮者利用施設

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律では、災害危険区域内の要配慮者利用施設で地域防災計画に定める施設に対して避難確保計画の作成等を義務付けている。